

◎新潟県企業局訓令第1号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（課内室長の専決事項）</p> <p>第6条の2 （略）</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、課内室長は、前2条に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、課内室長が長期にわたり不在のとき、又は課内室長及び第11条の2の規定により代決の権限を有する者がいずれも不在の場合において緊急を要するときは、課長は、当該課内室長が専決する事項（以下この項において「室長専決事項」という。）について専決するものとする。ただし、課内室長が長期にわたり不在の場合において、課長が室長専決事項を専決する者として事務職員の課長補佐を指定したときは、当該課長補佐は、室長専決事項について専決するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（課長補佐の共通専決事項）</p> <p>第6条の3 （略）</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、課長補佐は、第5条及び第6条に規定する課長専決事項のうち当該課長の指定する事項について専決するものとする。</u></p> <p><u>3 （略）</u></p>	<p style="text-align: center;">（課内室長の専決事項）</p> <p>第6条の2 （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、課内室長が長期にわたり不在のとき、又は課内室長及び第11条の2の規定により代決の権限を有する者がいずれも不在の場合において緊急を要するときは、課長は、当該課内室長が専決する事項（以下この項において「室長専決事項」という。）について専決するものとする。ただし、課内室長が長期にわたり不在の場合において、課長が室長専決事項を専決する者として事務職員の課長補佐を指定したときは、当該課長補佐は、室長専決事項について専決するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（課長補佐の共通専決事項）</p> <p>第6条の3 （略）</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、課長補佐は、前2条に規定する課長専決事項のうち当該課長の指定する事項について専決するものとする。</u></p> <p><u>3 （略）</u></p>